

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

健康推進課

### 【公告】

- 土地改良区役員の退任及び就任届
- 土地改良事業施行認可申請の縦覧
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

耕地課

建築指導課

### 【人事委員会】

- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了
- " " " " " "
- 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則

人事委員会

規則の一部を改正する規則  
（以上県例規集登載）

### 【選挙管理委員会】

- 政治団体の名称等の公表
- 政治団体の代表者等の異動
- 政治団体の解散
- 資金管理団体の名称等の公表
- 資金管理団体の指定取消し

選挙管理委員会

◎岡山県告示第四百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和五年八月二十五日

指定した医療機関

名称

ウエルシア薬局 倉敷駅前店

所在地

倉敷市阿知一―七―二

指定年月日

令和五年七月一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

◎岡山県告示第四百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和五年八月二十五日

指定を辞退した医療機関

岡山県知事 伊原 隆 太

名称

所在地

辞退年月日

王慈園訪問看護ステーション

倉敷市児島下の町五―二―一七

令和五年七月一日

令和5年8月25日 岡山県公報 第12526号

〔四二二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

令和五年八月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		就任役員		住所	理事	理事監
氏名	氏名	氏名	氏名	住所	住所			
青木 節男		我澤 幸紀		和気郡和気町原一―二―二				理事
沖田 時久		沖田 時久		赤磐市釣井一九―二				理事
戸取 正憲		小林 一郎		岡山市東区瀬戸町二日市一二五				理事
小林 健伸		小林 健伸		〃 〃 〃 二七六―四				理事
藤原 勲		藤原 勲		〃 〃 〃 寺山二五八―一				理事
秋山 満		秋山 満		〃 〃 〃 松新町一―五				理事
大森 勇二		大森 勇二		〃 〃 〃 政津四八八				理事
成本 俊一		成本 俊一		〃 〃 〃 浅越七五二				理事
三木 允彦				備前市畠田一六二				理事
近藤 吉徳		石原 勝		〃 〃 〃 新庄三一六				理事
片岡 一矢		片岡 一矢		瀬戸内市長船町磯上二四三四				理事
石原 隆作		石原 隆作		〃 〃 〃 邑久町大富六一三				理事
神宝 正行				〃 〃 〃 箕輪一〇一				理事
友實 武則		国岡 延行		〃 〃 〃 牛窓町長浜五七八九				理事
武久 顕也		友實 武則		〃 〃 〃 赤磐市上市一六九				理事
福島 恭子		武久 顕也		瀬戸内市邑久町庄田一―六四				理事
入矢 一郎		福島 恭子		岡山市東区瀬戸町下五四三―三―二〇五				理事
上岡 耕一				〃 〃 〃 森末五〇				理事
岡本 誠				瀬戸内市邑久町尾張六八七				理事
		矢部 旭		赤磐市河田原一六八―三				理事
		浮田 孝允		岡山市東区宝伝三三〇―一				理事
		森部 真史		瀬戸内市牛窓町長浜三六四九―一				理事

# 令和5年8月25日 岡山県公報 第12526号

〔四二三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和五年八月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 申請者

児島湾土地改良区

## 二 地区名

錦西14樋門	(	(
錦六区東横6樋門	(	(
六間桜川交差樋門	(	(
西七区3番2	(	(
西七区支線114号	(	(
西七区8号樋門	(	(
北七区支線14号	(	(
北七区支線22号	(	(
北七区支線76号	(	(
沖4番川樋門	(	(
宗津西町4番川	(	(
川張潮廻し2号樋門	(	(

## 三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

## 四 縦覧の期間

令和五年八月二十五日から同年九月十五日まで

## 五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔四二四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年八月二十五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市長良字鬼畑四一七―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市地頭片山三五―一シャーマゾンきびじA棟一〇一号室

秋山 敦則

三 許可年月日及び許可番号

令和五年五月十六日岡山県指令建指第四五号

〔四二五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年八月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延五〇一―一、五〇二―三、五二二―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

広島県広島市西区三滝町九―二―五〇三号

逸見 和宏

三 許可年月日及び許可番号

令和五年六月二十二日岡山県指令建指第九五号

〔四二六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年八月二十五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延五〇一―五、五〇二―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡八九五ボム・ダムールL二〇二号室

富田 翔也

三 許可年月日及び許可番号

令和五年六月二十二日岡山県指令建指第九七号



〔四二七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年八月二十五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字高木四五二一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田一〇一エクセレント三〇二号室

中山 一成

高梁市高倉町田井四四四〇一―二

中山恵美子

三 許可年月日及び許可番号

令和五年七月三日岡山県指令建指第一〇九号

〔四二八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年八月二十五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字袋ノ東二〇一―一九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一〇五六―一ニューウインズB一〇一

三宅 友則

三宅 莉奈

三 許可年月日及び許可番号

令和五年七月十三日岡山県指令建指第一二九号

〔四二九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年八月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市高野山西字下鹿子四八三―二、四八三―九、五二三―一、五二四―三、五二六―一、五二七―八、五二三―一地先から五二四―三地先まで道

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区北長瀬表町二丁目一七―八〇

大和リース株式会社岡山支店

支店長 板倉 清

三 許可年月日及び許可番号

令和五年五月十五日岡山県指令建指第四三号

〔四三〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和五年八月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市高野山西字下鹿子四八三―二、四八三―九、五二三―一、五二四―三、五二六―一、五二七―八、五二三―一地先から五二四―三地先まで道

二 公共施設の種類

緑地

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区北長瀬表町二丁目一七―八〇

大和リース株式会社岡山支店

支店長 板倉 清

五 許可年月日及び許可番号

令和五年五月十五日岡山県指令建指第四三号

◎岡山県人事委員会規則第四十三号

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年八月二十五日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「」第七条第一項」を「。第十四条第二項において「育児休業条例」という。）第七条第一項」に改める。

第十四条第二項第四号を次のように改める。

四 育児休業法第二条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をして  
いる短時間勤務会計年度任用職員として在職した期間については、その二分の一の  
期間

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条  
の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間  
（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下  
である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条  
の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の  
承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）  
が一箇月以下である育児休業

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第四十四号

岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年八月二十五日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「」第七条第一項」を「。第十三条第二項において「育児休業条例」という。第七条第一項」に改める。

第十三条第二項第四号を次のように改める。

四 育児休業法第二条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をして  
いる会計年度任用職員として在職した期間については、その二分の一の期間

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。  
令和五年八月二十五日

岡山県選挙管理委員会  
委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第一号)	公職の候補者の氏名及び公職 の種類(第二号)	届出年月日
はたともこ後援会	はたともこ	湯川憲比古	津山市小田中一三〇〇―一五―一〇	衆議院議員	はたともこ、衆議院議員	令和五・七・六

二

◎岡山県選管告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。  
令和五年八月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	岡山県行政書士政治連盟	安井健	主たる事務所の所在地	岡山市北区表町三―一―五〇―五〇	新	岡山市北区富田町一―七―一五富田町ビ ル二F	旧	異動年月日
水嶋じゅんじ後援会	和田實	会計責任者の氏名	岡山敦後援会	木山貴也	代表者の氏名	勝田郡勝央町黒土三七二―一	平松直哉	勝田郡勝央町上香山六九三	山室健一	令和四・八・一七 令和五・七・六 七・一二



◎岡山県選管告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。  
令和五年八月二十五日

岡山県選挙管理委員会  
委員長 大林裕一

政治団体の支部 政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党岡山県岡山市第二十五支部	千間勝己	令和五・七・二五
自由民主党真備支部	高橋ゆうこ	〃 六・三〇
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体） 政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
糾の会	高橋ゆうこ	令和五・六・三〇
高橋かおりゆう後援会	鎌田頼靖	〃 〃
東原とおる後援会	東原透	〃 七・一五

◎岡山県選管告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。  
令和五年八月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届出をした

者（代表者）の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

は たともこ

衆議院議員

はたともこ後援会

津山市小田中一三〇〇―一五―一〇二

令和五・七・五

◎岡山県選管告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつた。  
令和五年八月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

東原透

資金管理団体の名称

東原とおる後援会

資金管理団体で

なくなった年月日

令和五・七・一五